

2019 年 12 月 1 日

(株)東京環境測定センターニュース

(No. 213)

カドミウム及びその化合物の暫定排水基準の見直しについて

カドミウム及びその化合物については、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年環境省令第 30 号。以下「省令」という。）

附則第 2 条において暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）を設定しているがありますが、その適用期間が令和元年 11 月 30 日に終了することとなっています。

現在、暫定排水基準の対象とされているのは、1 業種（金属鉱業）ですが、この取扱いについて、現時点における排水濃度の実態及び適用可能な処理技術等に照らし、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 1 条に規定する排水基準（以下「一般排水基準」という。）への対応の可否について検討・確認をした結果、現行の暫定排水基準について、令和 3 年 11 月 30 日まで更に 2 年間、適用期間を延長することとなりました。

下記環境省ホームページを参照ください。

<https://www.env.go.jp/hourei/add/e068.pdf>